

令和元年度播磨町プレミアム付商品券発行事業

取扱店募集のご案内

令和元年8月5日

播磨町商工会

このたび、本商工会では播磨町より委託を受け、消費税率引上げの影響を緩和するとともに、商工業の振興と地域活性化に寄与することを目的とし、プレミアム付商品券を発行します。

つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、商品券の取扱店となっただきたく下記のとおり募集を致します。

1. 募集する店舗

播磨町内で営業している店舗なら原則、取扱店になれます。

前回実施の平成27年度以前に登録されている場合も、今回改めて取扱店登録申請をお願いします。

2. 商品券の概要

名 称	播磨町プレミアム付商品券
内 容	500円券10枚綴り（5,000円分）
販売金額	1冊4,000円（1人につき上限5冊まで）
販売数	35,750冊
販売期間	令和元年10月1日（火）～令和2年2月28日（金） 午前9時～午後5時 ※土・日・祝日及び商工会館休館日は販売致しません。
販売場所	播磨町商工会 加古郡播磨町東本荘1丁目5番1号 TEL：079-435-1630 FAX：079-435-1634
有効期間	令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火） ※有効期間後の商品券の使用は取扱しない。
使用上の注意	①1回の買い物での使用枚数の制限はありません。 ②現金との引き換え、つり銭の取扱、再流通は不可。 ③商品券は、スミ切り・穴開けされている場合は使用できません。

3. 換金取扱金融機関（指定金融機関）

①換金取扱金融機関は、次の通りです。

- ・みなと銀行：本荘支店
- ・但馬銀行：播磨支店
- ・但陽信用金庫：本荘支店、土山支店、別府支店
- ・日新信用金庫：本荘支店
- ・姫路信用金庫：本荘支店、土山支店

※上記金融機関に預金口座がない場合は、新規に開設をお願いします。

②換金期間

- ・令和元年10月1日（火）～令和2年4月27日（月）までです。
- ・換金期間外での換金はできません。

4. 取扱店の募集

①募集期間 令和元年7月19日（金）～令和2年3月31日（火）まで

②申請書類 「播磨町プレミアム付商品券」取扱店登録申請書に必要事項を記入・押印のうえ、下記のいずれかの方法で申請してください。

- ・直接申請：播磨町商工会へご持参または郵送ください。
（土・日・祝日を除く。午前9時～午後5時）
- ・FAX申請：播磨町商工会（FAX番号：079-435-1634）
- ・播磨町内に複数の店舗がある場合は、取扱店管理の関係上、お手数ですが店舗ごとに申請書の提出をお願いします。
- ・申請書は、播磨町商工会ホームページにも掲載しております。

③取扱店の条件

- ・播磨町内に住所を有する営業店舗等であること。
- ・前記3. 換金取扱金融機関に口座を有する（又は開設する）こと。
- ・業種に制限はありませんが公序良俗に反する業種は登録できません。
- ・反社会的勢力と関係のある店舗は登録できません。

【お問合せ先】

播磨町商工会（担当：白川）

〒675-0156 加古郡播磨町東本荘1丁目5番1号

TEL：079-435-1630

FAX：079-435-1634